

高松市社会福祉協議会への交付金に係る公金の支出などに関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年10月18日

高松市監査委員	吉田正己
同	鍋嶋明人
同	藤原正雄
同	白石義人

高松市社会福祉協議会への交付金に係る公金の支出などに関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、平成28年8月25日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①平成28年4月1日付の「補助金等交付申請書」写し、②同日付交付決定通知文書写し、③平成28年5月31日支出の支出命令書写し、④平成28年7月1日支出の支出命令書写し）の記載によると、高松市職員は、平成28年4月1日に提出された事実証明書①記載の1億1016万8千円の補助金等交付申請に対して、即日、事実証明書②記載の申請額の通り十分な積算根拠も委託業務の範囲も明確にせずに違法に交付することを決定した。1億1016万8千円という多額の公金を支出するに際して、即日で、申請内容の妥当性を検討することは不可能なのである。事実証明書②の記載によると「交付金」として支出するのであるから、高松市から支出先に対して特定の業務の委託がなされるものであるが、その特定の業務の範囲も明確でなく、その金額の積算根拠も明確でな

い。本件公金の性質は、事実証明書②の記載によると「交付金」とされているが、支出先の精算を義務付けていることから、地方自治法第232条の2の規定に基づいて支出する補助金と同様の性質を持つものといえる。本件交付金の性質は明確ではないものの、高松市の特定の業務の委託に係る報酬と見られるが、若し委託契約であれば、委託契約書を作成すべきものである。本件交付金に係る高松市の委託業務の範囲も金額の積算根拠の明確でなく、違法な交付決定である。

事実証明書②の記載によると、本件交付金1億1016万8千円を1年間に4回に分けて各2754万2千円ずつ支出することとしているが、事実証明書③及び④記載の各2754万2千円の公金支出は上記に述べた通り違法な公金支出である。本件公金支出は、地方自治法242条1項の規定に違反する違法な公金支出であり、同法232条1項、同法2条14項及び地方財政法4条1項の各規定に違反する違法な公金支出である。

更に、事実証明書②の記載によると、本件交付金1億1016万8千円を1年間に4回に分けて各2754万2千円ずつ支出することとしているが、未だ支出していない交付金についても上記に述べた通りの違法な公金支出であるから、当該公金支出の差し止めを求めるものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、違法な本件公金支出について責任を有する者に対して、高松市に与えた損害の補填をさせるほか、未支出に係る本件公金支出の差し止めその他の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必

要がある。

2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「本件協議会」という。）に対して、平成28年度に交付金1億1,016万8,000円（以下「本件交付金」という。）を4回に分けて交付することを決定し、そのうち2回分の5,508万4,000円を既に交付し、残余の金員も交付することとしていることが違法な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、既に本件協議会に交付済みの交付金に係る公金支出について責任を有する者に、それにより市に与えた損害を補填させるほか、残余の交付金交付のための公金支出を差し止めるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成28年9月21日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象局

本件監査対象局は、健康福祉局健康福祉総務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査した上、市の担当職員に説明を求めるなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定した。

(1) 本件協議会の概要

本件協議会は、昭和26年3月29日に社会福祉の増進に資することを目的として制定された社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。現在の社会福祉法）が同年6月1日に施行されたことに伴い、同年11月6日に、市の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者で、かつ、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加する任意団体として発足し、地域住民の福祉増進を図るための各種事業を積極的に推進し始め、昭和38年9月10日に所轄庁の認可を得て社会福祉法人となり、その組織を充実・強化してきたものであり、その後、市と近隣6町との合併に伴い、平成17年9月26日に塩江町社会福祉協議会と、平成18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の各社会福祉協議会と合併して、新しい高松市社会福祉協議会として拡充し、市内全域でその活動を展開しているものであるが、その目的・組織及び事業内容などは次のとおりである。

ア 目的

本件協議会は、市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

イ 構成員及び組織

本件協議会は、市の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者で、かつ、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が構成員として参加している。

そして、本件協議会は、代表権限を有する会長の下に、その職務を補佐する副会長2名、事業事務を統括する常務理事1名、決議機関の

理事会を構成する理事15名、監事2名などの役員で組織されており、現在、約430名の職員が各種社会福祉事業に携わって、市内全域で同事業を展開しており、平成13年に高松市福岡町二丁目24番10号に建設された「福祉コミュニティセンター・高松」に事務所等の拠点施設を置き、塩江・牟礼・庵治・香川・香南・国分寺の6支所を設置して、地域・行政との連携を図りながら地域福祉向上のため活動している。

ウ 事業内容

本件協議会は、定期的に、地域福祉活動推進の基本的指針として、「地域福祉活動計画」を策定し、市が策定する「地域福祉計画」や具体的施策としての各プラン等と連携を図りながら、行政サービスだけでは解決できない地域の生活課題・福祉課題、制度の狭間の問題などに対して、地域福祉に関わる多くの地域住民や団体等の協力を得ながら解決に当たるべく活動しており、現在は、平成24年3月策定の平成24年度から平成28年度にわたる「第2期地域福祉活動計画」に基づき活動中である。

そして、本件協議会が具体的に実施している事業は、現在、指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業、指定訪問入浴介護事業、指定通所介護事業、介護予防支援事業、居宅介護事業、移動支援事業、老人介護支援センター事業、心配ごと相談事業など47種に及ぶ多種目の社会福祉事業である。

(2) 市の本件協議会等に対する財政的援助の必要性と関係法規

市は、基礎的な普通地方公共団体として、法第1条の2第1項の規定に基づき、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ものであり、市にとって住民福祉の増進を図る施策は最重要課題であるが、この分野における住民の行政需要は、経済成長とともに、著しく増大し、多様化と高度化の傾向も強く、行政の担う役割が膨張の一途を辿っているため、行政が主体的に成し得る活動の範囲には限界があり、市と住民との協働や民間等他の活動機関との提携等がなければ、その施策に

万全を期することは困難な状況にある。

そこで、社会福祉法第6条は、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」と規定して、福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務を定めるとともに、同法第58条第1項本文で、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」と規定して、市による社会福祉法人に対する助成に有効な手法を提供しており、市は、これらの規定を受けて、高松市社会福祉法人等助成条例（昭和48年高松市条例第13号。以下「助成条例」という。）及び同助成条例施行規則（昭和48年高松市規則第14号。以下「助成規則」という。）を制定し、それに対応する措置を講じている。

また、法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定して、広い分野で公益上の必要がある場合は、他の者に補助金を交付することを認めており、市では、これを受けて高松市補助金等交付規則（昭和54年規則第12号。以下「補助金規則」という。）を制定し、社会福祉増進の分野でも、必要に応じて、これを活用する施策を展開している。

そして、市は、本件協議会が、当時の社会福祉事業法に基づいて設立された団体であり、社会福祉法所定の認可を受けた社会福祉法人でもある者として、主体的に多様な社会福祉事業を実施し、市の重要施策である住民福祉の増進に多大の寄与をしていることを高く評価し、本件協議会が発足した当初から、本件協議会に対し、補助金規則や助成条例及び助成規則等を適用して、継続的な財政的援助を行い、その

活動を充実・強化させることに努めてきた。

(3) 市の本件協議会に対する本件交付金の交付決定

ア 交付金とは、国や市などの普通地方公共団体が、他者に対し、法令に基づき交付する財政援助金の総称であり、それ自体で独自の内容的意義を有するものではなく、その意義は個別にその趣旨・内容などにより判断されるものであるところ、本件交付金は、後述するとおり、その対象が、本件協議会の実施する法人運営事業、会館等管理事業及び地域福祉活動事業の3事業を含む社会福祉団体活動助成事業であり、その交付内容は、本件協議会がそれら各事業を行うために要する人件費などの費用の一部を補助するというものであり、その交付金の交付目的、対象、補助金額の算定、使途の限定などの趣旨・内容に照らすと、国や普通地方公共団体が事業や研究の育成・助長のために公益上の必要に基づいて対価なく交付する金銭的給付である補助金に該当するものである。

市は、本件協議会に財政的援助を実施するに当たり、毎年度、その財政的援助に要する財源を予算措置しており、会計の年度制の関係で、本来であれば、各年度の予算が成立し、その予算年度に入ってから後に、補助金の交付申請手続やそれに対する交付決定などを行い、補助金を交付する手順で措置されることになるところ、本件協議会が実施している各種社会福祉事業は、年度に関係なく、間断なく継続的に実施されており、予算成立後の新年度に入って、初めて本件協議会が補助金の交付申請手続を行い、それを受理した市がその申請内容などを審査して交付を決定し、現実に補助金を交付するという手順を踏まなければならないことになれば、それに要する期間が空白となり、本件協議会の運営資金調達に支障が生じるおそれがあるため、市においては、その財政的援助に空白期間が生じないように配慮し、毎年度、予算編成の段階から、本件協議会との間で、次年度に交付する財政的援助について協議し、過年度実績や次年度事業計画などの内容を検討した上、次年度に交付すべき財政的援助の金額を査定し、これを予算化する対応をとり、新年度に入ると直ぐに、本件協議会から事前協議に

係る財政的援助の申請を受け、それに即応して交付の決定をなし、時宜に応じた補助金を交付することができるように措置し、本件協議会の運営する各種社会福祉事業が間断なく順調に運営できるようにすることとしてきた。

イ そこで、市は、平成27年10月から開始した平成28年度高松市一般会計特別会計予算案の編成作業の開始段階において、従前と同様に、同年度においても、本件協議会に対して補助金を交付する基本方針を決定した上、本件協議会から過年度の事業実績や平成28年度の事業計画に関する関係資料の提出を受けて検討するとともに、担当責任者から事情聴取するなどして、平成28年度に本件協議会に交付する補助金の金額を査定し、その結果を予算書に盛り込んだ。

市は、平成28年度に本件協議会に交付する補助金は、本件協議会が実施している各種事業のうち、過年度と同様に、①法人運営事業、②会館等管理事業及び③地域福祉活動事業の3事業を対象とし、①の法人運営事業については本件協議会が営む非収益事業の実施に要する人件費のうち、収益事業による収益をもってしても不足する費用部分の一部（合計金9,433万8,000円）を、②の会館等管理事業については、会館管理に必要な光熱水費などの費用の一部（牟礼・香川・香南の3支所施設は合併協議に基づく事情などを考慮して50%、その他の対象施設は30%として合計金1,190万円）を、③の地域福祉活動事業については、多数の実施事業の中から、その対象を日常生活自立支援事業と地区社会福祉協議会広報紙発行事業の2つに限定し、日常生活自立支援事業については、その事業実施に要する人件費の5分の1の50%にその他費用の10%を加算した金額（合計金268万円）を、地区社会福祉協議会広報紙発行事業については、1地区当たり5万円を25地区分（合計金125万円）を、それぞれ算定し、その合計金1億1,016万8,000円を補助金として交付する案を策定し、これを平成28年度一般会計特別会計予算案に盛り込むこととし、同予算案の歳出の部の第3款・民生費の第1項・社会福祉費の第1目・社会福祉総務費の第19節「負担金、補

助金及び交付金 5 3 6 , 5 4 6 千円」の中に「高松市社会福祉協議会事業交付金 1 1 0 , 1 6 8 千円」（平成 2 6 年度高松市公開事業評価における意見を尊重して、前年度より 1 0 , 0 8 7 千円減。）を計上し、これを平成 2 8 年 3 月 3 日開催の第 1 回高松市議会（定例会）に提出して審議に付し、同予算案は、同月 2 3 日に同議会において議決され、原案どおり可決成立して予算化された。

ウ このような経過から明らかなように、平成 2 8 年度における市の本件協議会に対する交付金は、実質的には、前記予算案の編成段階で、市と本件協議会が、多数回にわたり慎重な協議を重ね、関係資料を十分に検討した上、内定していたものであり、形式手続として、同予算年度開始日である平成 2 8 年 4 月 1 日付けで、本件協議会から市長宛に本件交付金に関する「補助金等交付申請書」が提出され、同日付けで、市長が、公益上の必要性を重視し、法第 2 3 2 条の 2 及び補助金規則を適用し、本件交付金 1 億 1 , 0 1 6 万 8 , 0 0 0 円を 4 回に分けて各 2 , 7 5 4 万 2 , 0 0 0 円を概算交付する旨の交付決定をしたにすぎない。

なお、市は、本件交付金の交付とは別途に、本件協議会に対して、老人介護支援センター事業や敬老行事事業など多くの業務を委託し、それに対する委託料を支払っているが、それらの委託事業については、本件協議会との間で、別途、業務委託契約を締結して処理し、委託料を支払っている。

（４） 本件協議会に対する本件交付金の交付手続

市は、本件交付金に関する前記交付決定に基づき、本件協議会に対して、①平成 2 8 年 5 月 3 1 日に、第 1 回目の交付金 2 , 7 5 4 万 2 , 0 0 0 円を、②同年 7 月 1 日に、第 2 回目の交付金 2 , 7 5 4 万 2 , 0 0 0 円を交付しており、③今後、平成 2 8 年度内に、残る交付金 5 , 5 0 8 万 4 , 0 0 0 円も、順次、2 回に分けて交付する予定である。

（５） 本件交付金交付の適法性に関する市の認識

市は、本件協議会に対する本件交付金は、前項までに詳述している

とおり、住民の福祉の増進を図ることを基本とする市政において、本件協議会と連携強化を図りながら、市の地域福祉を推進する必要がある、本件協議会が、単に社会福祉法人であるだけでなく、社会福祉法所定の社会福祉協議会として、市の地域内で実施している諸活動が市民の福祉の増進に大きく寄与しており、その継続的な充実・強化を図るために、市がこれに対して継続的に財政的援助を行うことは必要不可欠なことであると認識しており、これに対して補助金を交付することは、市の公益上必要であると判断し、法第232条の2及び補助金規則の諸規定を適用して、本件交付金の交付を決定・交付したものであり、その交付に係る本件交付金の金額も、必要かつ最少の限度に留めているので、法第2条第14項、法第232条第1項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定にも違反しておらず、何ら違法・不当な点はないと認識している。

2 監査委員の判断

(1) 市の本件協議会に対する本件交付金交付の適法性について

請求人は、本件交付金が実質的には市の特定業務の委託に対する報酬であるので、市は、その業務の範囲を特定し、その報酬金額を適正に積算して算定した上、相手方である本件協議会と業務委託契約を締結して、適正な報酬を支払うべきであるにもかかわらず、委託業務の範囲を特定せず、その報酬金額の積算根拠も明確にしないまま、業務委託契約によらず、本件協議会からの補助金等交付申請による手続で対応したのは違法であると主張しているので、順次、その主張について検討する。

ア 先ず、請求人が、本件交付金は、実質的には市が本件協議会に委託した業務に対する報酬であると主張している点について検討する。

業務委託とは、委託者が営む業務の全部又は一部を受託者に依頼することであり、これを市と本件協議会との関係に当てはめれば、市が自ら営み又は営むべき業務の全部又は一部を本件協議会に依頼し、その対価として委託料を支払うということの意味するものであるが、

「監査により認められた事実」の（３）（本書７ページ以下参照）で明らかなどおり、市は、本件協議会に対して、市が実施し又は実施すべき業務の一部を委託し、その対価として本件協議会に委託料を支払ったことはあるものの、それについては、別途、市と本件協議会の間で、業務委託契約を締結して対応しており、本件交付金の交付は、それら委託業務とは何らの関係もなく、専ら本件協議会が本来的に自ら実施している各種福祉事業活動が市の公益上必要不可欠なものであり、それら事業に要する費用の一部を市が公益上の観点から補助することが必要であるとしてなしたものであり、本件交付金が、実質的にも形式的にも、市が本件協議会に委託した業務に対する報酬でないことは明白であり、請求人の前記主張は失当であると言わなければならない。

また、これに関連して、請求人は、本件交付金について、市は本件協議会と業務委託契約を締結すべきであったかのような主張もしているので付言するに、市が本件協議会に対して本件交付金を交付することを決定したのは、前述のとおり、補助の対象である本件協議会の実施事業が市の重要施策である住民の福祉の増進に大きく寄与しており、その事業実施に要する費用の一部を補助することが公益上必要であると判断したことによるものであり、それに関して、市が主体的に実施すべき業務を本件協議会に委託するようなことは全くなかったものであって、市が本件協議会と業務委託契約を締結すべき必要は毛頭なく、請求人が主張する業務委託契約を締結していないことは、当然なことと言わなければならない。この点に関する請求人の主張は、到底、採用するに値するものではないと思料する。

イ 次に、請求人が、本件交付金交付について、その交付の対象である業務の範囲を明確に特定しておらず、その金額の積算根拠も明確にされていないので、違法な交付決定であると主張している点について検討する。

この点に関する請求人の主張は、市が本件協議会に対して市の業務の一部を委託し、その対価として市が本件交付金の交付決定をしてい

るという前提のもとに論述しているものであるが、その前提が誤りであることは、前項における検討結果によって明らかであり、その主張が失当であることは論を俟つまでもないところであろう。

しかし、請求人は、本件交付金について、その趣旨如何にかかわらず、その対象の明確な特定及びその金額の相当性・妥当性が具備される必要があると指摘しているとも推認されるので、その点について論及する。

市は、本件協議会に対する本件交付金の交付決定において、その交付の理由は、本件協議会が、「市からの委託事業を始め、各種社会福祉団体の連絡調整や社会的弱者対策の推進、さらには地域福祉活動の充実など、社会福祉の増進に寄与していると認められるため」であるとした上、「監査により認められた事実」の（３）のイ（本書８ページ参照）で明らかなどおり、平成２８年度に本件協議会に交付する補助金は、本件協議会が実施している各種事業のうち、①法人運営事業、②会館等管理事業及び③地域福祉活動事業の３事業を対象とし、それに対する補助内容は、①の法人運営事業については、本件協議会が営む非収益事業実施に要する人件費のうち、収益事業による利益をもってしても不足する費用部分の一部（合計金９，４３３万８，０００円）を、②の会館等管理事業については、会館管理に必要な光熱水費などの費用の一部（牟礼・香川・香南の３支所施設は合併協議に基づく事情などを考慮して５０％、その他の対象施設は３０％として合計金１，１９０万円）を、③の地域福祉活動事業については、多数の実施事業の中から、その対象を日常生活自立支援事業と地区社会福祉協議会広報紙発行事業の２つに限定し、日常生活自立支援事業については、その事業実施に要する人件費の５分の１の５０％にその他費用の１０％を加算した金額（合計金２６８万円）を、地区社会福祉協議会広報紙発行事業については、１地区当たり５万円を２５地区分（合計金１２５万円）、それぞれ過年度実績と平成２８年度の事業計画などを照合しながら具体的に算出して決定したものであり、その交付を受ける本件協議会においては、その交付目的以外使用できず、余剰が生

じれば返還しなければならないという条件まで付されているので、補助の対象は明確に特定されており、その補助の金額も相当かつ妥当であるものと認められ、その対象の特定性及び内容の相当性・妥当性に何ら欠けるものはなく、その観点からの違法性は全くないものと判断する。

ウ また、請求人は、本件交付金の交付決定について、本件協議会が市長宛に交付申請書を提出した当日に、直ちに市長によって本件協議会の申請額どおり多額の交付金の交付を認める決定がなされており、その申請内容などから見て、申請の当日中にその申請の適法性・妥当性などを検討・判断することは不可能であるなどの事情に照らせば、その交付決定が申請の適法性・妥当性を全く検討せず、それを鵜呑みにしてなしたものとしか考えられず、違法・不当なものであることは明らかであると言わんばかりの主張をしているので、次に、その点についても論及する。

本件交付金について、本件協議会による市長宛の交付申請書が提出された当日に、その申請に即応した形態で、市長による申請金額どおりの交付決定がなされていることは、請求人指摘のとおり事実であるが、それは「監査により認められた事実」の（３）（本書 7 ページ以下参照）で明らかな経過によるものであり、市と本件協議会は、平成 28 年度高松市一般会計特別会計予算案の編成作業を開始した平成 27 年 10 月から同予算案が確定した平成 28 年 2 月までの間、本件交付金の予算化のため、関係書類の提出を受けて検討しながら折衝を重ね、詳細な積算作業を経て、補助金額を算出し、これを予算化しており、その予算が成立して新年度に入ると、直ぐにでも、それを執行できる状態にしていたものであって、実質的には、その時点で、本件交付金の交付は内定し、形式的な手続を残すのみとなっていたので、新予算年度に入って初めて、白紙の状態から本件協議会から本件交付金交付の申請がなされる場合とは異なり、市において、その申請を待って、一から審議し直す必要はなかったものであり、市が、本件交付金につき、申請当日に申請どおりの交付決定をしたことについては、

何ら不自然・不合理な点はなく、それをもって違法とする理由は全くないものと言わなければならない。

エ そこで、最後に、本件交付金自体の違法性の有無について検討する。

本件交付金は、「監査により認められた事実」の（２）（本書５ページ参照）及び（３）のア（本書７ページ参照）で明らかなどおり、基礎的な普通地方公共団体として、住民の福祉の増進を図ることを基本とする施策を担う責務を有する市が、その責務を果たすため、市の区域内で社会福祉活動団体の中核的存在として、各種福祉事業活動を実施し、市民の福祉の増進に大きく寄与している本件協議会に対して、その活動費用の一部を補助し、その充実・強化を図ることは、市の公益上、必要不可欠なものであると認められ、その補助の対象及び金額も、既に論述したところから明らかなどおり、相当かつ妥当なものとして判断することができるので、市が本件協議会に対して本件交付金を交付することを決定したことは、適法かつ相当なものであると判断する。

なお、市は、本件交付金の交付について、社会福祉法第５８条第１項本文の規定や助成条例及び助成規則の諸規定ではなく、法第２３２条の２及び補助金規則の諸規定を適用しているが、それは、市が、本件交付金の交付対象である本件協議会が、単なる社会福祉法人としての存在ではなく、社会福祉法所定の社会福祉協議会として、市の地域における社会福祉活動の中核的役割を果たしている存在であることを重視したことに伴う措置であることが推認され、市の法令適用に何ら誤りはないものと思料されることを付言する。

（２） その他の請求人の主張について

請求人は、本件交付金の交付に係る公金支出について、法第２３２条第１項及び法第２条第１４項並びに地方財政法第４条第１項の各規定に違反する違法な公金支出であると主張しているため、この点について検討する。

請求人が指摘する法第２３２条第１項及び法第２条第１４項並びに地方財政法第４条第１項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件交付金の交付に係る公金支出については、前項までに詳述しているところから明らかなおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算出した最少の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらないので、何ら違法な点はなく、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められないので、請求人の前記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれの点においても、何ら理由がなく、失当であることは明らかであると言わなければならない、その措置請求には理由がないものと判断する。